

平成28年 8月29日開催

石狩市教育委員会会議（8月定例会）資料

<議案>

- ・平成29年度に使用する小学校用教科用図書の採択について
- ・平成29年度に使用する中学校用教科用図書の採択について
- ・平成29年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について P1～P9
- ・平成28年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載に係る同意について P10～P38

<協議事項>

- ・教育委員会の点検・評価（平成27年度分）について 別冊

<報告事項>

- ・石狩市奨学金支給条例の一部改正について P39
- ・（仮称）厚田小中学校設立準備委員会について P40～P41

石 狩 市 教 育 委 員 会

<議案第2号・第3号・第4号関係>

○関係法令（抜粋）

●義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）

（教科用図書の採択）

第十三条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

2～3省略

4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会（次項及び第十七条において「採択地区協議会」という。）を設けなければならない。

5 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

6 第一項から第三項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第九条に規定する教科用図書については、この限りでない。

（同一教科用図書を採択する期間）

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

●学校教育法（昭和22年法律第26号）

第三十四条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

2～3省略

第四十九条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第四十四条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第四十六条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第四十六条」と読み替えるものとする。

附則

第九条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項（第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

●義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和 39 年 2 月 3 日政令第 14 号）

（同一教科用図書を採択する期間）

第十五条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第九条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、四年とする。

- 2 採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われないこととなつた場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。
- 3 前項に規定する場合（教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われないこととなつた場合を除く。）において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第一項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

平成 2 9 年度使用

小・中学部を置く特別支援学校及び

小・中学校特別支援学級教科用図書

(一般図書)

採択参考資料掲載図書一覧

平成 2 8 年 7 月

北海道教育委員会

図 書 名	発 行 者 名	教 科 名
国語		
単行本 さわってあそぼうふわふわあひる	あかね書房	国語
あかちゃんのアソビえほん(2) いよいよいよいよあそび	偕成社	国語
あかちゃんのアソビえほん(6) いいおへんじできるかな	偕成社	国語
ことばあそびのえほん ぶたためききつねねこ	こぐま社	国語
くまたんのはじめてシリーズ よめるよめるよあいうえお	小峰書店	国語
14ひきのシリーズ 14ひきのぴくにつく	童心社	国語
あいうえおえほん	戸田デザイン研究室	国語
ジョイフルえほん傑作集 りんごがドスン	文研出版	国語
こどものとも絵本 ぞうくんのさんぽ	福音館書店	国語
日本傑作絵本シリーズ ドオン!	福音館書店	国語
みるみる絵本 もこもこもこ	文研出版	国語
あっちゃんあがつくたべものあいうえお	リーブル	国語
おけいこ はじめてのおけいこ	くもん出版	国語
もじのえほん あいうえお	あかね書房	国語
もじのえほん かたかなアイウエオ	あかね書房	国語
五味太郎のことばとかずの絵本 ことばのあいうえお	岩崎書店	国語
ことばをおぼえる本 かず・かたち・いろあいうえお	偕成社	国語
木村裕一・しかけ絵本1 みんなみんなみーつけた	偕成社	国語
日本むかし話 おむすびころりん	偕成社	国語
五味太郎・言葉図鑑(1) うごきのことば	偕成社	国語
五味太郎・言葉図鑑(5) つなぎのことば	偕成社	国語
五味太郎・言葉図鑑(10) なまえのことば	偕成社	国語
ともだちだいすき(2) おべんとうなあに?	偕成社	国語
あかね書房の学習えほん あそぼうあそぼうあいうえお	あかね書房	国語
くりのきえんのおともだち2 あしたえんそくだから	あかね書房	国語
ひらがなカード	くもん出版	国語
ことばえほん	グランママ社	国語
レオ・レオニの絵本 スイミー	好学社	国語
書きかたカード 「ひらがな」	くもん出版	国語
かいてけしてまたかける あいうえお	ジュラ出版局	国語
馬場のぼるの絵本 11ひきのねこ	こぐま社	国語
かおかおどんなかお	こぐま社	国語
子どもがしあげる手づくり絵本 あいうえおあそび上ひらがな50音	太郎次郎社エディタス	国語
よみかた絵本	戸田デザイン研究室	国語
ゆっくり学ぶ子のための「こくご」1(改訂版)(ひらがなのことば・文・文章の読み)	同成社	国語
ゆっくり学ぶ子のための「こくご」入門編1(改訂版)(表象形成・音韻形成・発声・発音)	同成社	国語
ゆっくり学ぶ子のための「こくご」入門編2(改訂版)(ひらがなの読み書き)	同成社	国語
あいうえおうさま	理論社	国語
認識絵本10 おおきいちいさい	ひかりのくに	国語
スキンシップ絵本 かたかな アイウエオ	ひさかたチャイルド	国語
こどものとも絵本 おおきなかぶ	福音館書店	国語
世界傑作絵本シリーズ てぶくろ	福音館書店	国語
らくがきえほん あ・い・う・え・お	ブロンズ新社	国語
ねずみくんの絵本1 ねずみくんのチョッキ	ポプラ社	国語
音のでる知育絵本4 こえでおぼえるあいうえおのほん	ポプラ社	国語
もじ・ことば1 はじめてのひらがな1集	くもん出版	国語
もじ・ことば3 やさしいひらがな1集	くもん出版	国語
こどものとも絵本 そらいろのたね	福音館書店	国語
もじのえほん かんじ(1)	あかね書房	国語
もじのえほん かんじ(2)	あかね書房	国語
五味太郎のことばとかずの絵本 漢字の絵本	岩崎書店	国語
五味太郎・言葉図鑑(3) かざることば(A)	偕成社	国語
五味太郎・言葉図鑑(6) ぐらしのことば	偕成社	国語
レインボーことば絵じてん	学研プラス	国語
漢字がたのしくなる本シリーズ 漢字がたのしくなる本ワーク1 基本漢字あそび	太郎次郎社エディタス	国語
子どもの字がうまくなる練習ノート	PHP研究所	国語

図 書 名	発 行 者 名	教 科 名
漢字がたのしくなる本シリーズ 漢字がたのしくなる本ワーク2 あわせ漢字あそび	太郎次郎社エディタス	国語
漢字がたのしくなる本シリーズ 漢字がたのしくなる本ワーク3 部首あそび	太郎次郎社エディタス	国語
ゆっくり学ぶ子のための「こくご」2 (改訂版) (かたかな・かん字の読み書き)	同成社	国語
ゆっくり学ぶ子のための「こくご」3 (改訂版) (文章を読む、作文・詩を書く)	同成社	国語
ゆっくり学ぶ子のための 国語4	同成社	国語
くらしに役立つ国語	東洋館	国語
ぐりとぐらの絵本 りとぐら	福音館書店	国語
世界傑作絵本シリーズ 三びきのやぎのがらがらどん	福音館書店	国語
世界傑作絵本シリーズ ブレーメンのおんがくたい	福音館書店	国語
もじ・ことば11 はじめてのかん字	くもん出版	国語
社会		
かばくん・くらしのえほん1 かばくんのいちにち	あかね書房	社会
かばくん・くらしのえほん2 かばくんのおかいもの	あかね書房	社会
ノンタンあそぼうよ(1) ノンタンぶらんこのせて	偕成社	社会
あかちゃんのおそびえほん(1) ごあいさつあそび	偕成社	社会
ぼくとわたしのせいかつえほん	グランまま社	社会
こぐまちゃんえほん第1集 こぐまちゃんおはよう	こぐま社	社会
しかけ絵本の本棚 コロちゃんはどこ?	評論社	社会
ロングセラー絵本 でんしゃでいこうでんしゃでかえろう	ひさかたチャイルド	社会
けんちゃんとおそぼう1 のってのって	あかね書房	社会
けんちゃんとおそぼう3 まねっこまねっこ	あかね書房	社会
安全のしつけ絵本(1) きをつけようね	偕成社	社会
生活図鑑カード お店カード	くもん出版	社会
プータンどこいくの?	ジュラ出版局	社会
知育えほん マークのずかん	鈴木出版	社会
14ひきのシリーズ 14ひきのあさごはん	童心社	社会
スカーリーおじさんの はたらく人たち	評論社	社会
こどものとも絵本 はじめてのおつかい	福音館書店	社会
★はっけんずかん のりもの改訂版	学研プラス	社会
子どもの生活(3) マナーをきちんとおぼえよう!	偕成社	社会
子どものマナー図鑑(1) ふだんの生活のマナー	偕成社	社会
子どものマナー図鑑(3) でかけるときのマナー	偕成社	社会
東京パノラマたんけん	小峰書店	社会
いちばんわかりやすい 小学生のための学習世界地図帳	成美堂出版	社会
いちばんわかりやすい 小学生のための学習日本地図帳	成美堂出版	社会
ピーター・スピアーの絵本1 せかいのひとびと	評論社	社会
みちかなかがくシリーズ 町たんけん	福音館書店	社会
みちかなかがくシリーズ 町の水族館・町の植物園	福音館書店	社会
福音館の科学シリーズ ぼくらの地図旅行	福音館書店	社会
新版はじめてましてにほんちず	平凡社	社会
くらしに役立つ社会	東洋館	社会
算数・数学		
五味太郎の絵本 かずのえほん1・2・3	絵本館	算数・数学
五味太郎の絵本10 かたち	絵本館	算数・数学
エリック・カールかずのほん 1, 2, 3 どうぶつえんへ	偕成社	算数・数学
あかちゃんとおかあさんの絵本 ハティちゃんのまる・さんかく・しかく	金の星社	算数・数学
あかちゃんとおかあさんの絵本 ハティちゃんのいち・に・さん	金の星社	算数・数学
かずカード	くもん出版	算数・数学
ブルーナのアイディアブック ミッフィーの1から10まで	講談社	算数・数学
こぐまちゃんえほん別冊 さよならさんかく	こぐま社	算数・数学
ぶうとびよんの絵本 おんなじおんなじ	こぐま社	算数・数学
くまたんのはじめてシリーズ おいしいおいしい1・2・3	小峰書店	算数・数学
ミーミとクークのえほん ミーミとクークの1・2・3	ひさかたチャイルド	算数・数学
どうぶつあれあれえほん第4集 かくしたのだあれ	文化学園文化出版局	算数・数学
あかね書房の学習えほん おかあさんだいすき1, 2, 3	あかね書房	算数・数学
五味太郎のことばとかずの絵本 かずの絵本	岩崎書店	算数・数学
五味太郎のことばとかずの絵本 すうじの絵本	岩崎書店	算数・数学

図 書 名	発 行 者 名	教 科 名
プーたんいまんじ?	ジュラ出版局	算数・数学
かずのほん1 どっちがたくさん	童心社	算数・数学
かずのほん2 0から10まで	童心社	算数・数学
かずのほん3 0から10までのたしざんひきざん	童心社	算数・数学
1から100までのえほん	戸田デザイン研究室	算数・数学
とけいのえほん	戸田デザイン研究室	算数・数学
ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」1 (量概念の基礎、比較、なかま集め)	同成社	算数・数学
ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」2 (1対1対応、1～5の数、5までのたし算)	同成社	算数・数学
ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」3 (6～9のたし算、ひき算、位取り)	同成社	算数・数学
スキンシップ絵本 かずのえほん	ひさかたチャイルド	算数・数学
安野光雅の絵本 はじめてであうすうがくの絵本1	福音館書店	算数・数学
安野光雅の絵本 はじめてであうすうがくの絵本2	福音館書店	算数・数学
絵本・いつでもいっしょ2 どうぶつなんびき?	ポプラ社	算数・数学
音のでる知育絵本7 こえでおぼえる123かずのほん	ポプラ社	算数・数学
三省堂こどもかずの絵じてん	三省堂	算数・数学
21世紀幼稚園百科6 かずあそび1・2・3	小学館	算数・数学
はとのクルックのとけいえほん	くもん出版	算数・数学
とけいカード	くもん出版	算数・数学
21世紀幼稚園百科2 とけいとじかん	小学館	算数・数学
ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」4 (くり上がり、くり下がり、2けたの数の計算)	同成社	算数・数学
くらしに役立つ数学	東洋館	算数・数学
さんすうだいすきあそび・つくる・しらべる2年	民衆社	算数・数学
わかるさんすう2	むぎ書房	算数・数学
ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」5 (3けたの数の計算、かけ算、わり算)	同成社	算数・数学
音のでる知育絵本16 とけいがよめるようになる!!とけいくん	ポプラ社	算数・数学
★ひとりだちするための算数・数学	日本教育研	算数・数学
理科		
赤ちゃん版ノンタン(2) ノンタンもぐもぐもぐ	偕成社	理科
五味太郎・しかけ絵本(1) きいろいのはちょうちょ	偕成社	理科
こぐまちゃんえほん第2集 こぐまちゃんのみずあそび	こぐま社	理科
幼児絵本シリーズ くだもの	福音館書店	理科
幼児絵本シリーズ やさい	福音館書店	理科
幼児絵本シリーズ やさいのおなか	福音館書店	理科
かがくのとて絵本 しゃぼんだまとあそぼう	福音館書店	理科
エリック・カールの絵本 はらぺこあおむし	偕成社	理科
ほんとおおきさ動物園	学研プラス	理科
やさしいからだのえほん1 からだのなかはどうなっているの?	金の星社	理科
生活図鑑カード くだもの やさいカード1集	くもん出版	理科
写真でわかるなぜなに1 どうぶつ	世界文化社	理科
202シリーズ たべもの202	ひかりのくに	理科
こどものずかんMio10 たべもの	ひかりのくに	理科
かがくのとて絵本 たべられるしょくぶつ	福音館書店	理科
福音館の科学シリーズ 昆虫ちいさななまたち	福音館書店	理科
★ぐりとぐらの絵本 ぐりとぐらの1ねんかん	福音館書店	理科
絵本図鑑シリーズ8 やさいのずかん	岩崎書店	理科
絵本図鑑シリーズ12 のはらのずかんー野の花と虫たちー	岩崎書店	理科
子どもの健康を考える絵本(4) からだがすきなたべものなあに?	偕成社	理科
ふしぎ・びっくり!?こども図鑑8 きせつ	学研プラス	理科
ニューワイド学研の図鑑 増補改訂人のからだ	学研プラス	理科
りかのこうさく1ねん	小峰書店	理科
21世紀幼稚園百科11 からだのふしぎ	小学館	理科
昆虫とあそぼう	戸田デザイン研究室	理科
改訂新版 体験を広げるこどものずかん1 どうぶつえん	ひかりのくに	理科
改訂新版 体験を広げるこどものずかん4 はなとやさい・くだもの	ひかりのくに	理科
改訂新版 体験を広げるこどものずかん8 あそびのずかん	ひかりのくに	理科
はじめてのずかん4 やさいとくだもの	ひかりのくに	理科
こどものずかんMio9 ひとのからだ	ひかりのくに	理科

図 書 名	発 行 者 名	教 科 名
こどものずかんMio12 きせつとしぜん	ひかりのくに	理科
福音館の科学シリーズ 道ばたの四季	福音館書店	理科
福音館の科学シリーズ 地球そのなかをさぐる	福音館書店	理科
福音館の科学シリーズ どうぶつえんガイド	福音館書店	理科
ふしぎをためすかがく図鑑 しよくぶつのさいばい	フレーベル館	理科
ふしぎをためすかがく図鑑 かがくあそび	フレーベル館	理科
ふしぎをためすかがく図鑑 しぜんあそび	フレーベル館	理科
フレーベル館の図鑑ナチュラ ひとのからだ	フレーベル館	理科
フレーベル館の図鑑ナチュラ はるなつあきふゆ	フレーベル館	理科
ふしぎ・びっくり!?こども図鑑9 ちきゅう	学研プラス	理科
米村でんじろうのDVDでわかるおもしろ実験!!	講談社	理科
★くらしに役立つ理科	東洋館	理科
音楽		
うたえほん	グランまま社	音楽
うたえほんⅡ	グランまま社	音楽
わくわく音あそびえほん ヒュルヒュルドカーンおまつりたいこ!	東京書店	音楽
お手本のうた付き! どうよううたのえほん	永岡書店	音楽
お手本のうた付き! どうよううたのえほん2	永岡書店	音楽
たのしいてあそびうたえほん	ひかりのくに	音楽
あそびうたのほん CDつき	ひかりのくに	音楽
おととあそぼうシリーズ7 ドン!ドコ!ドン!たいこ	ポプラ社	音楽
音と光のでる絵本 たのしいどうよう	成美堂出版	音楽
リズムにあわせて、うたいながら、たたこう! たいこでドン!ドン!スペシャル	永岡書店	音楽
おととあそぼうシリーズ33 新装版おてほんのうたがながれるどうようえほん	ポプラ社	音楽
エリック・カールの絵本 うたがみえるきこえるよ	偕成社	音楽
エリック・カールの絵本 月ようびはなにたべる?—アメリカのわらべうた	偕成社	音楽
改訂新版 どうようえほん1	ひかりのくに	音楽
改訂新版 どうようえほん2	ひかりのくに	音楽
改訂新版 どうようえほん3	ひかりのくに	音楽
改訂新版 どうようえほん4	ひかりのくに	音楽
どうようでおえかきできる どうようNEW絵かきうたブック	ひかりのくに	音楽
日本傑作絵本シリーズ みんなであそぶわらべうた	福音館書店	音楽
10+1人の絵本作家オリジナルソング集 うたのパレット	偕成社	音楽
CD付き 楽器カード	くもん出版	音楽
メロディーえほん ICピアノえほん四季のどうよう—12カ月	大日本絵画	音楽
ママとうたおう やさしいメロディーピアノ	永岡書店	音楽
手あそび指あそび歌あそびブック1	ひかりのくに	音楽
★DVDでひける! はじめてのピアノえほん2 たのしいピアノのうた	成美堂出版	音楽
図工・美術		
あかねえほんシリーズ えほん えかきうた	あかね書房	図工・美術
五味太郎の絵本9 いろ	絵本館	図工・美術
エリック・カールの絵本 くまさんくまさんなみてるの?	偕成社	図工・美術
あそびのおうさまBOOK はじめてきるほん	学研プラス	図工・美術
あそびのおうさまBOOK はって	学研プラス	図工・美術
あそびのおうさまBOOK はじめてぬるほん	学研プラス	図工・美術
あそびのおうさまBOOK めって	学研プラス	図工・美術
あかちゃんとおかあさんの絵本 このいろなあに	金の星社	図工・美術
びんきいしろつぶちゃんのらくがきえほん あそぼ!	ジュラ出版局	図工・美術
ぬったりかいたりらくがきBOOK	チャイルド本社	図工・美術
6つの色	戸田デザイン研究室	図工・美術
ミーミとクークのえほん ミーミとクークのあか・あお・きいろ	ひさかたチャイルド	図工・美術
かがくのとも絵本 しんぶんしでつくろう	福音館書店	図工・美術
あそびのひろば8 らくがきあそび	ポプラ社	図工・美術
クーとマーのおぼえるえほん1 ぼくのいろなあに	ポプラ社	図工・美術
うたってかいてけせるえほん1 音のでるえかきうた	ポプラ社	図工・美術
あそびのおうさまBOOK どんどんぬるほん	学研プラス	図工・美術
たのしい図画工作14 こすりだし・すりだし	国土社	図工・美術

図 書 名	発 行 者 名	教 科 名
たのしい図画工作16 ちぎり紙・きり紙・はり絵	国土社	図工・美術
あそびの絵本 ねんどあそび	岩崎書店	図工・美術
あそびの絵本 えのぐあそび	岩崎書店	図工・美術
あそびの絵本 えかきあそび	岩崎書店	図工・美術
あそびの絵本 紙ねんどあそび	岩崎書店	図工・美術
あそびの絵本 クレヨンあそび	岩崎書店	図工・美術
エリック・カールの絵本(ぬりえ絵本) ごちゃまぜカメレオン	偕成社	図工・美術
エンバリーおじさんの絵かきえほん しもんスタンプでかいてみよう	偕成社	図工・美術
ハートアートシリーズ 色のえほん	視覚デザイン研究所	図工・美術
あそびのひろば4 はりえあそび	ポプラ社	図工・美術
★はじめてのこうさくあそび	のら書店	図工・美術
ひとりのできる手づくりBOX しぜんで工作しよう	岩崎書店	図工・美術
エリック・カールの絵本(ぬりえ絵本) わたしだけのはらぺこあおむし	偕成社	図工・美術
かこさとし うつくしい絵	偕成社	図工・美術
たのしい図画工作9 うごくおもちゃ	国土社	図工・美術
リサイクル 工作ずかん	小峰書店	図工・美術
たのしい工作教室 ダンボールのたのしい工作教室	さ・え・ら書房	図工・美術
たのしい工作教室 たのしいこうさくきょうしつ1	さ・え・ら書房	図工・美術
たのしい工作教室 木のぞうけい教室	さ・え・ら書房	図工・美術
作ってみよう! リサイクル工作68	成美堂出版	図工・美術
福音館の科学シリーズ あそびのレシピ	福音館書店	図工・美術
かがくのとも絵本 かみであそぼう きる・おる	福音館書店	図工・美術
かがくのとも絵本 かみコップでつくろう	福音館書店	図工・美術
Do! 図鑑シリーズ 工作図鑑	福音館書店	図工・美術
ことばでひらく絵の世界 はじめてであう美術館	フレーベル館	図工・美術
あそびのひろば1 はんがあそび	ポプラ社	図工・美術
あそびのひろば2 やさしいてづくりのプレゼント	ポプラ社	図工・美術
ペーパーランド3 とびだすカード	ポプラ社	図工・美術
ペーパーランド8 おりがみえあそび	ポプラ社	図工・美術
あそびの絵本 きりがみあそび	岩崎書店	図工・美術
あーとぶっく ひらめき美術館第2館	小学館	図工・美術
体育等		
ノンタンあそぼうよ(8) ノンタンあわぶくぶくぶぶぶ	偕成社	体育等
五味太郎の絵本 わにさんどきっはいしゃさんどきっ	偕成社	体育等
あかちゃんのおそびえほん(4) ひとりでうんちできるかな	偕成社	体育等
エリック・カールの絵本 できるかな? あたまからつまさきまで	偕成社	体育等
ピーマン村の絵本たち よーいどん!	童心社	体育等
あかちゃんのための絵本 はみがきしゅわしゅわ	ひさかたチャイルド	体育等
かがくのとも絵本 みんなうんち	福音館書店	体育等
アンパンマンのおはなしでてこい5 アンパンマンとはみがきやま	フレーベル館	体育等
からだのえほん4 からだにもしもし	あかね書房	体育等
やさしいからだのえほん4 むしばはどうしてできるの?	金の星社	体育等
かこさとしからだの本2 たべものたび	童心社	体育等
知識の絵本 ひとのからだ	岩崎書店	体育等
子どもの健康を考える絵本(5) こんなときどうするの?	偕成社	体育等
子どもの生活(6) じょうぶなからだになれるよ!	偕成社	体育等
改訂新版 体験を広げるこどものずかん9 からだとけんこう	ひかりのくに	体育等
かがくのとも絵本 きゅうきゅうばこ	福音館書店	体育等
しかけ絵本の本棚 からだのなかとそと	評論社	体育等
シリーズ生活を学ぶ6 わたしたちのからだ	福村出版	体育等
★あそびのおうさますずかん1 からだ増補改訂	学研プラス	体育等
家庭等		
あかちゃんのおそびえほん(3) いただきますあそび	偕成社	家庭等
げんきをつくる食育えほん1 たべるのだいすき!	金の星社	家庭等
生活図鑑カード たべものカード	くもん出版	家庭等
生活図鑑カード 生活道具カード	くもん出版	家庭等
こぐまちゃんえほん第3集 しろくまちゃんのほっとけーき	こぐま社	家庭等

図 書 名	発 行 者 名	教 科 名
新装版 KIDS2112 たべものひやか	ひかりのくに	家庭等
ひとりでできるもん！1 たのしいたまご料理	金の星社	家庭等
ひとりでできるもん！4 うれしいごはん、パン、めん料理	金の星社	家庭等
ひとりでできるもん！5 すてきなおかし作り	金の星社	家庭等
ひとりでできるもん！6 だいすきおやつ作り	金の星社	家庭等
ひとりでできるもん！10 おしゃれなおかし作り	金の星社	家庭等
かいかたそだてかたずかん4 やさいのうえかたそだてかた	岩崎書店	家庭等
坂本廣子のひとりでクッキング(1) 朝ごはんつくろう！	偕成社	家庭等
坂本廣子のひとりでクッキング(2) 昼ごはんつくろう！	偕成社	家庭等
坂本廣子のひとりでクッキング(7) おべんとうつくろう！	偕成社	家庭等
母と子の手づくり教室 母と子の園芸教室野菜をつくろう	さ・え・ら書房	家庭等
母と子の手づくり教室 毛糸と布のたのしい手づくり教室	さ・え・ら書房	家庭等
新・こどもクッキング	女子栄養大学出版部	家庭等
こどもがつくるたのしいお料理	婦人之友社	家庭等
福音館の科学シリーズ ただいまお仕事中	福音館書店	家庭等
子どもとマスターする49の生活技術 イラスト版手のしごと	合同出版	家庭等
自立生活ハンドブック5 ほなべていどうぞめしあがれ	全国手をつなぐ育成会連合会	家庭等
自立生活ハンドブック8 食(しょく)	全国手をつなぐ育成会連合会	家庭等
私たちの進路あしたへのステップ	日本教育研	家庭等
家庭科の教科書小学校低学年～高学年用	山と溪谷社	家庭等
子どもの生きる力を育てるせいかつの絵じてん	ナツメ社	家庭等
★しごとば	ブロンズ新社	家庭等
外国語		
CDつき 楽しく歌える英語のうた	成美堂出版	外国語
あかね書房の学習えほん ことばのえほんABC	あかね書房	外国語
あかね書房の学習えほん えいごえほんぞうさんがっこうにいく	あかね書房	外国語
あかね書房の学習えほん えいごえほんぞうさんのピクニック	あかね書房	外国語
ABCえほん	戸田デザイン研究室	外国語
和英えほん	戸田デザイン研究室	外国語
五味太郎のことばとかずの絵本 絵本ABC	岩崎書店	外国語
親子でうたう英語うたの絵じてん	三省堂	外国語
CDつき小学生の英語レッスン 絵でみて学ぼう英会話	成美堂出版	外国語



教義第 839 号

平成 28 年 8 月 1 日

各市町村教育委員会委員長 様
各市町村教育委員会教育長

北海道教育委員会教育長 柴田 達夫

平成28年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について（照会）

このことについて、「平成28年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（別添1、以下「実施要領」という。）では、教育委員会や学校が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要であると明記されるとともに、都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会の同意を得た場合には、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表を行うことができることとされています。

道教委では、この実施要領に基づき一層きめ細かく分かりやすい調査結果を示す観点から、昨年度同様、市町村教育委員会の同意を前提として、11月を目処に公表を予定している平成28年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」（以下「北海道版結果報告書」という。）に、別添3により作成した市町村の結果を掲載し公表することとしました。

つきましては、実施要領に基づき、貴市町村の結果を北海道版結果報告書に掲載することについて照会いたしますので、次により回答願います。

なお、道教委としては、学校名を明らかにした公表は市町村教育委員会が判断することが望ましいと考えており、照会する考えはありません。

また、平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載についても、同様の考え方にに基づき進めることとしており、10月頃に別途照会することを申し添えます。

記

1 回答書式

別添 平成28年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について

2 提出先

教育局（教育支援課）

3 市町村教育委員会から教育局への提出期限

平成28年9月30日（金）

4 資料

別添1 平成28年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

別添2 平成28年度全国学力・学習状況調査の結果公表に関する道教委の考え方

別添3 道教委による市町村名を明らかにした公表の基本フォーマット

5 北海道版結果報告書への掲載内容

「別添3 道教委による市町村名を明らかにした公表の基本フォーマット」により作成した資料を市町村ごとに小学校で1枚、中学校で1枚の内容を掲載

（学校教育局義務教育課
学力向上推進グループ
TEL 011-204-5771）

平成 年 月 日

平成28年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」
への市町村別結果の掲載について（回答）

平成28年8月1日付け教義第839号で照会のありました平成28年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」に当市町村の結果を掲載することについて、次のとおり回答します。

道教委が作成する平成28年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」に別添3により作成した当市町村の結果資料を掲載することについて

同意する

同意しない

（いずれかに○を付してください。）

北海道教育委員会教育長 様

（ ）教育委員会 印

（御回答ください。）

1 上記の回答に当たり、どのように決定しましたか。

（□にレ印を入れてください。）

☐ 教育委員会に諮り決定した。

☐ 教育長が決定した。

☐ その他（ ）

2 決定に当たり、意見を聞いた機関や団体等がありますか。

（ ）

3 「同意しない」を選んだ市町村教育委員会は、差し支えなければ、その理由を下欄に記入願います。

4 今後の北海道版結果報告書の内容について、御意見等がありましたら、下欄に記入願います。

ありがとうございました。

平成28年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

平成27年12月8日
文 部 科 学 省

I. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

II. 調査の名称

平成28年度全国学力・学習状況調査

III. 調査の構成

本体調査に加えて、経年変化分析調査を実施する。

IV. 本体調査

1. 調査の対象

(1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。

ア 小学校調査

小学校第6学年，義務教育学校前期課程第6学年，特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年，義務教育学校後期課程第3学年，中等教育学校第3学年，特別支援学校中学部第3学年

(2) 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち，調査の対象となる教科について，以下に該当する児童生徒は，調査の対象としないことを原則とする。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒

2. 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語及び数学とする。

(イ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能など（主として「知識」に関する問題）を中心とした出題

② 知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力などに関わる内容（主として「活用」に関する問題）を中心とした出題

(ウ) 出題形式については、記述式の問題を一定割合で導入する。

イ 質問紙調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査（以下「児童生徒質問紙調査」という。）を実施する。

(2) 学校に対する質問紙調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙調査（以下「学校質問紙調査」という。）を実施する。

3. 調査実施日等

(1) 児童生徒に対する調査

調査の実施日は、平成28年4月19日火曜日とする。

ア 小学校調査

(ア) 教科に関する調査は、国語及び算数の主として「知識」に関する問題は合わせて1単位時間、国語及び算数の主として「活用」に関する問題はそれぞれ1単位時間とする。

(イ) 児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

イ 中学校調査

(ア) 教科に関する調査は、国語及び数学の主として「知識」に関する問題はそれぞれ1単位時間、国語及び数学の主として「活用」に関する問題はそれぞれ1単位時間とする。

(イ) 児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

(2) 学校に対する質問紙調査

平成28年4月に実施する。

- (3) 調査実施に関するスケジュール
別紙1のとおりとする。

4. 調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする（調査の実施系統図は別紙2・別紙3）。

- (1) 調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人等の協力を得て実施する。
- (2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。
- (4) 市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。

5. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会、学校に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当ることとする。

(1) 調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。

ア 教科に関する調査の結果として、

- (ア) 国語、算数・数学のそれぞれ、主として「知識」に関する問題と主として「活用」に関する問題に分けた四つの区分ごとの平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等
- (イ) 都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校、児童生徒をそれぞれ単位とした平均正答数等の分布等が分かるグラフ
- (ウ) 各教科の設問ごとの正答率等

- イ 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の結果として，
 - (ア) 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況
 - (イ) 児童生徒質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析
 - (ウ) 学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の平均正答率等との相関関係の分析
- ウ その他，調査の目的の達成に資する分析

(2) 調査結果の文部科学省による公表

文部科学省は，調査の目的を踏まえ，以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については，公表後速やかに，文部科学省ホームページに掲載する(文部科学省による調査結果の公表体系は別紙4)。

ア 以下の(ア)から(ウ)までの区分に応じ，上記(1)ア及びイで示した結果

- (ア) 国全体(国・公・私立学校全体の状況及び国・公・私立学校別の状況)
- (イ) 都道府県ごと(公立学校全体の状況)
- (ウ) 地域の規模等に応じたまとまりごと(「大都市」(政令指定都市及び東京23区)，「中核市」，「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における公立学校全体の状況)

イ その他，調査の目的の達成に資する分析

(3) 調査結果等の提供

各教育委員会，学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は，調査報告書のほか，以下のとおりとする。

ア 文部科学省は，調査の目的の達成に資するため，各教育委員会，学校に対して，以下の調査結果を提供する。

- (ア) 都道府県教育委員会に対しては，その設置管理する各学校の状況に関する調査結果，当該都道府県における公立学校全体の状況，域内の各市町村における公立学校全体の状況及び市町村が設置管理する各学校全体の状況に関する調査結果
- (イ) 市町村教育委員会に対しては，当該市町村における公立学校全体の状況及びその設置管理する各学校の状況に関する調査結果
- (ウ) 学校に対しては，当該学校全体の状況，各学級及び各児童生徒に関する調査結果及び個人票
- (エ) その他，調査の目的の達成に資する調査結果

イ 各学校は，各児童生徒に対し，個人票を提供する。

(4) 調査結果の活用

各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

ア 各教育委員会、学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

イ 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて取り組むこと。

ウ 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。

エ 文部科学省は、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会、学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続等は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

(ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

② 域内の市町村の状況及び市町村教育委員会が設置管理する学校の状況については、市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表（市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。）を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名・学校名が明らかとならない方法（例えば、教

育事務所単位の状況の公表等)で、(エ)に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

- ③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

- ④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 当該市町村における公立学校全体の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

- ② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

- ③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

(エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

- ① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。

- ② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。

- ③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は(ア) ②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率などの数値について一覧での公表やそ

これらの数値により順位を付した公表などを行わないこと。

④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。

⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。

⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

(オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

(ア) 文部科学省は、調査結果のうち、公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

(イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、上記（ア）を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特に5.（5）ア（エ）を十分踏まえ、適切に対応する必要があること。

6. 調査実施に当たっての相談体制

(1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。

(2) 調査実施に当たっての市町村教育委員会、学校等からの問合せや調査問題の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、文部科学省が民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

7. 留意事項

(1) 各教育委員会、学校等における調査の実施及び調査結果の活用等

ア 調査の目的に鑑み、各教育委員会、学校等においては、調査結果を直接又は間接に入学選抜に関して用いることはできないこと。

イ 調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。

- (ア) 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。
- (イ) 各学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。
- (ウ) 教育委員会、学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒、保護者等の関係者に周知すること。
- (エ) 各教育委員会、学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- (オ) 各教育委員会、学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。
- (カ) 各教育委員会、学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受ける機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、関係機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。
- (キ) 各教育委員会、学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

(2) 個人情報の保護

- ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する解答用紙等について、児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。
- イ 各教育委員会、学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関係法令及び地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

(3) 調査日程の変更等

調査の実施日に、特定の学校において調査を実施できないやむを得ない事情が生じた場合は、教育委員会、学校等の判断により、①当該学校について調査の実施そのものを見合わせることを、又は②当該学校における調査実施日を後日に変更することができる。なお、②の場合、全体の集計からは除外することとするが、教育委員会、学校等の求めに応じて、文部科学省は、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

(4) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、教育委員会及び学校の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

(ア) 小学校調査

国語及び算数：それぞれ1.5単位時間相当

(イ) 中学校調査

国語及び数学：それぞれ2単位時間相当

イ 児童生徒質問紙調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可能とする。

(5) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、別室の設定などの配慮を可能とする。

(6) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、原則として、他の児童生徒と同様の授業を受けている児童生徒について、調査の対象とする。ただし、例えば、国語、算数・数学の時間に取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。なお、調査を行うに当たっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を可能とする。

(7) 調査問題等の公表

文部科学省は、調査の実施後、速やかに、調査問題、正答例、問題趣旨、解答類型を公表する。

(8) 調査マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、平成28年2月頃に作成・配付する予定の調査マニュアルで示す。

V. 経年変化分析調査

1. 調査の目的

国全体の学力の状況について、経年の変化を把握・分析し、今後の教育施策の検証・改善に役立てる。

2. 調査の対象

- (1) 文部科学省が調査対象として抽出した、国・公・私立学校（原則として、本体調査を実施する学校）の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。

ア 小学校調査

小学校第6学年，義務教育学校前期課程第6学年，特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年，義務教育学校後期課程第3学年，中等教育学校第3学年，特別支援学校中学部第3学年

- (2) 調査の対象としないことを原則とする児童生徒は、「IV. 本体調査 1. (2)」と同様とする。

3. 調査事項

国全体の学力の状況について，経年の変化を把握・分析するため，平成25年度に実施した経年変化分析調査と同様の問題等を用いて，以下の教科に関する調査を実施する。

- (1) 小学校調査は，国語及び算数とし，中学校調査は，国語及び数学とする。

- (2) 出題範囲は，「IV. 本体調査 2. (1) ア (イ)」と同様とする。

- (3) 出題形式は，「IV. 本体調査 2. (1) ア (ウ)」と同様とする。

4. 調査実施日等

(1) 調査実施日

調査の実施日は，平成28年5月16日月曜日から6月30日木曜日の期間中，調査の対象となった学校が実施可能な日時とする。

ア 小学校調査

国語又は算数のいずれか1教科を1単位時間で実施する。

イ 中学校調査

国語又は数学のいずれか1教科を1単位時間で実施する。

(2) 調査実施に関するスケジュール

別紙5のとおりとする。

5. 調査の実施体制

調査の実施体制は、「Ⅳ. 本体調査 4. 」と同様とする（調査の実施系統図は、別紙6・別紙7）。

6. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を公表するとともに、調査の対象となった学校（以下「対象学校」という。）及び当該対象学校を設置管理する教育委員会（以下「対象教育委員会」という。）に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、対象教育委員会は、調査結果の取扱いについて、主体性と責任を持って当てることとする。

（1）調査結果の公表

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、国全体の状況（国・公・私立学校全体の状況）に関し、具体的問題内容が明らかにならない範囲で、以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する。

- ア 各教科の設問ごとの正答率等
- イ 児童生徒の学力に関する経年変化の分析
- ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

（2）調査結果の提供及び取扱い

ア 文部科学省は、対象教育委員会及び対象学校に対して、以下のとおり調査結果を提供する。

（ア）対象教育委員会に対しては、調査報告書及び具体的問題内容が明らかにならない範囲で、その設置管理する対象学校の状況に関する調査結果

（イ）対象学校に対しては、調査報告書及び具体的問題内容が明らかにならない範囲で、当該対象学校の状況に関する調査結果

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

（ア）文部科学省は、調査結果のうち、公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として

取り扱うこととする。

- (イ) 対象教育委員会及び対象学校は、調査が国全体の学力の状況について、経年の変化を把握・分析するものであることから、文部科学省から提供された調査結果のうち文部科学省が公表する内容を除くものについて、公表を行わないこと。ただし、対象教育委員会は、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく情報の開示については、上記（ア）を参考に、情報公開条例における同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨を十分踏まえ、適切に対応する必要があること。

7. 調査実施に当たっての相談体制

「Ⅳ. 本体調査 6. 」と同様とする。

8. 留意事項

(1) 対象教育委員会及び対象学校における調査の実施に関する体制等

調査を実施するとともに、調査結果等を取り扱うに当たり、以下の体制を整備することとする。

ア 対象教育委員会においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の対象学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。

イ 対象学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。

ウ 対象学校においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒、保護者等の関係者に周知すること。

エ 対象教育委員会及び対象学校において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

オ 対象教育委員会及び対象学校においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に取り扱うとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。

(2) 個人情報の保護

「Ⅳ. 本体調査 7. (2)」と同様とする。

(3) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、対象教育委員会及び対象学校の判断により、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可

能とする。

ア 小学校調査 国語又は算数：1 単位時間相当

イ 中学校調査 国語又は数学：1 単位時間相当

(4) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、対象学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、別室の設定などの配慮を可能とする。

(5) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

「IV. 本体調査 7. (6)」と同様とする。

(6) 調査問題等の公表

文部科学省が公表する調査報告書に掲載するものを除き、調査問題等は非公開とする。

(7) 調査マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、平成28年4月末頃に作成・配付する予定の調査マニュアルで示す。

本体調査の実施に関するスケジュール（予定）

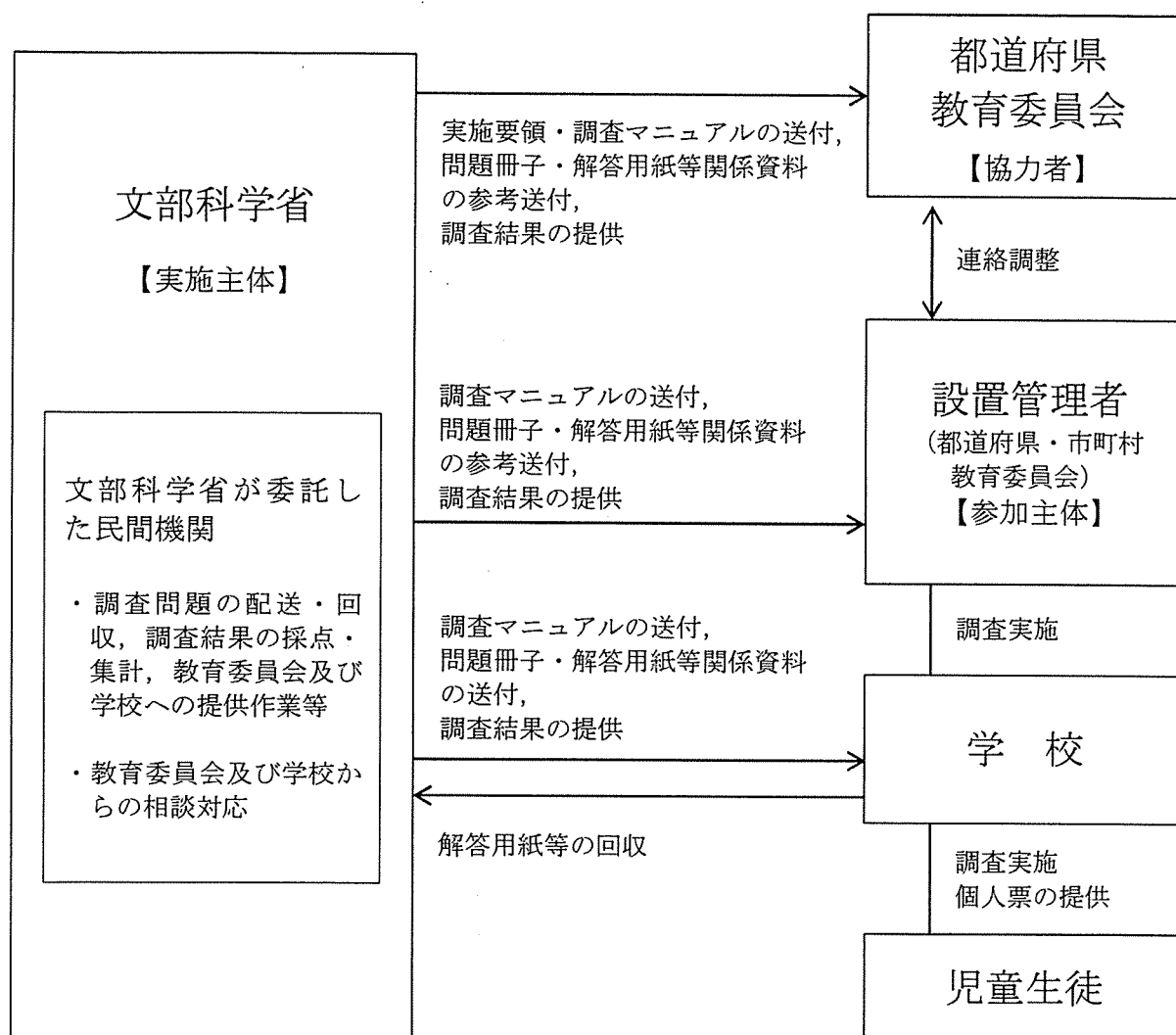
	文部科学省等（※1）	都道府県等（※2）	設置管理者	学校
27年 12月	実施要領の通知	実施要領の受領 ・周知	実施要領の受領 ・周知	実施要領の受領 ・周知
	調査参加の意向 照会・実施要領 の遵守確認	参加の意向・実 施要領の遵守を 回答	参加の意向・実 施要領の遵守を 回答	
28年 2月頃	調査マニュアル の作成・配付	調査マニュアル の受領・周知	調査マニュアル の受領・周知	調査マニュアル の受領・周知
4月	調査に関する 資材等の配送			調査に関する資 材等の受領・保管
調査の実施（平成28年4月19日（火））				
	調査に関する 資材等の回収			調査に関する 資材等の回収
	調査結果の提供	調査結果の受領	調査結果の受領	調査結果の受領
	調査報告書の 作成・提供	調査報告書の 受領	調査報告書の 受領	調査報告書の 受領

※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である政令指定都市教育委員会及び国立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」は、文部科学省から直接行う。

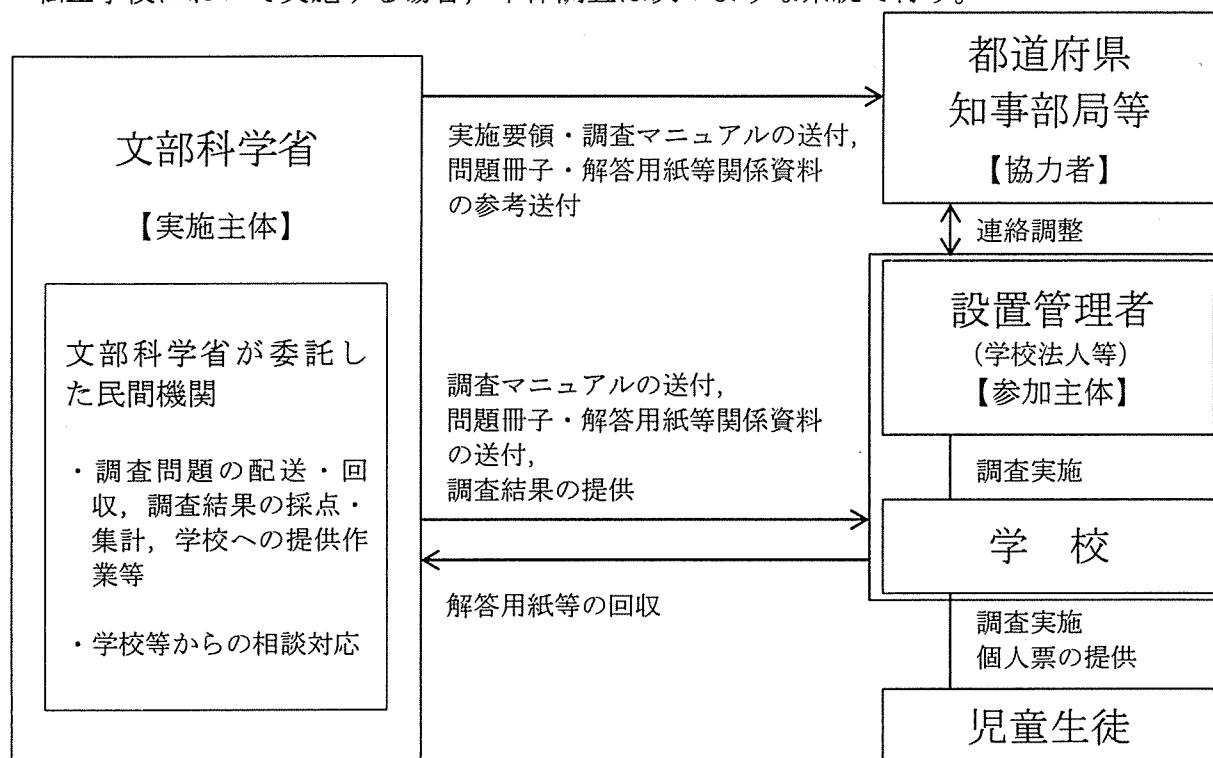
本体調査の実施系統図【公立学校】

公立学校において実施する場合、本体調査は次のような系統で行う。



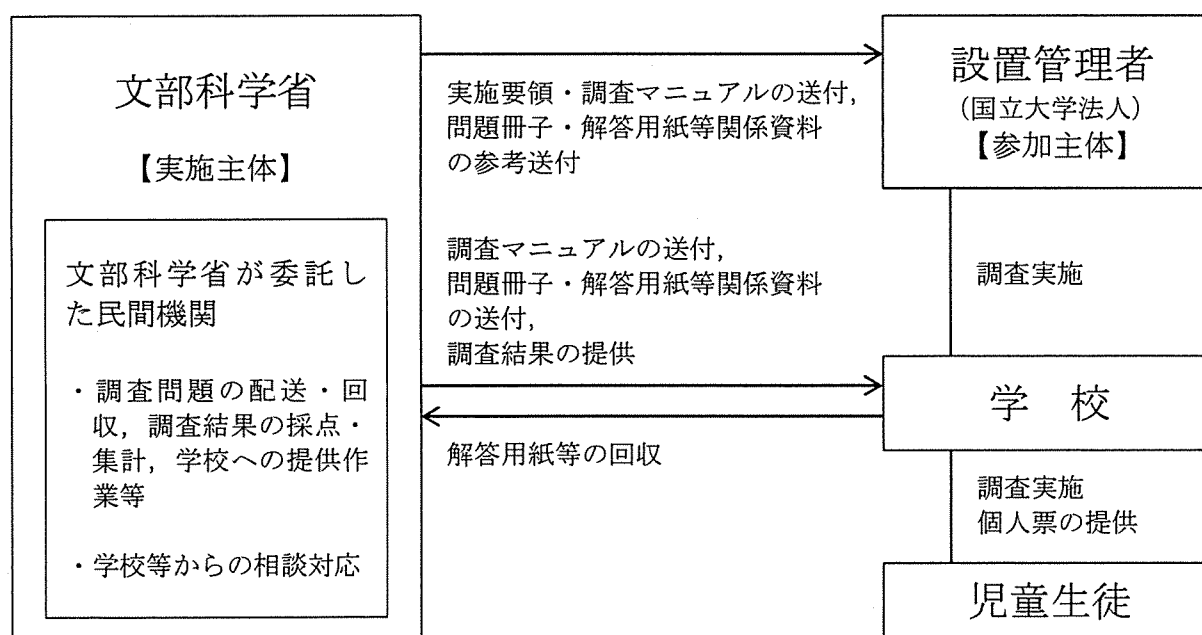
本体調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、本体調査は次のような系統で行う。



本体調査の実施系統図【国立学校】

国立学校において実施する場合、本体調査は次のような系統で行う。



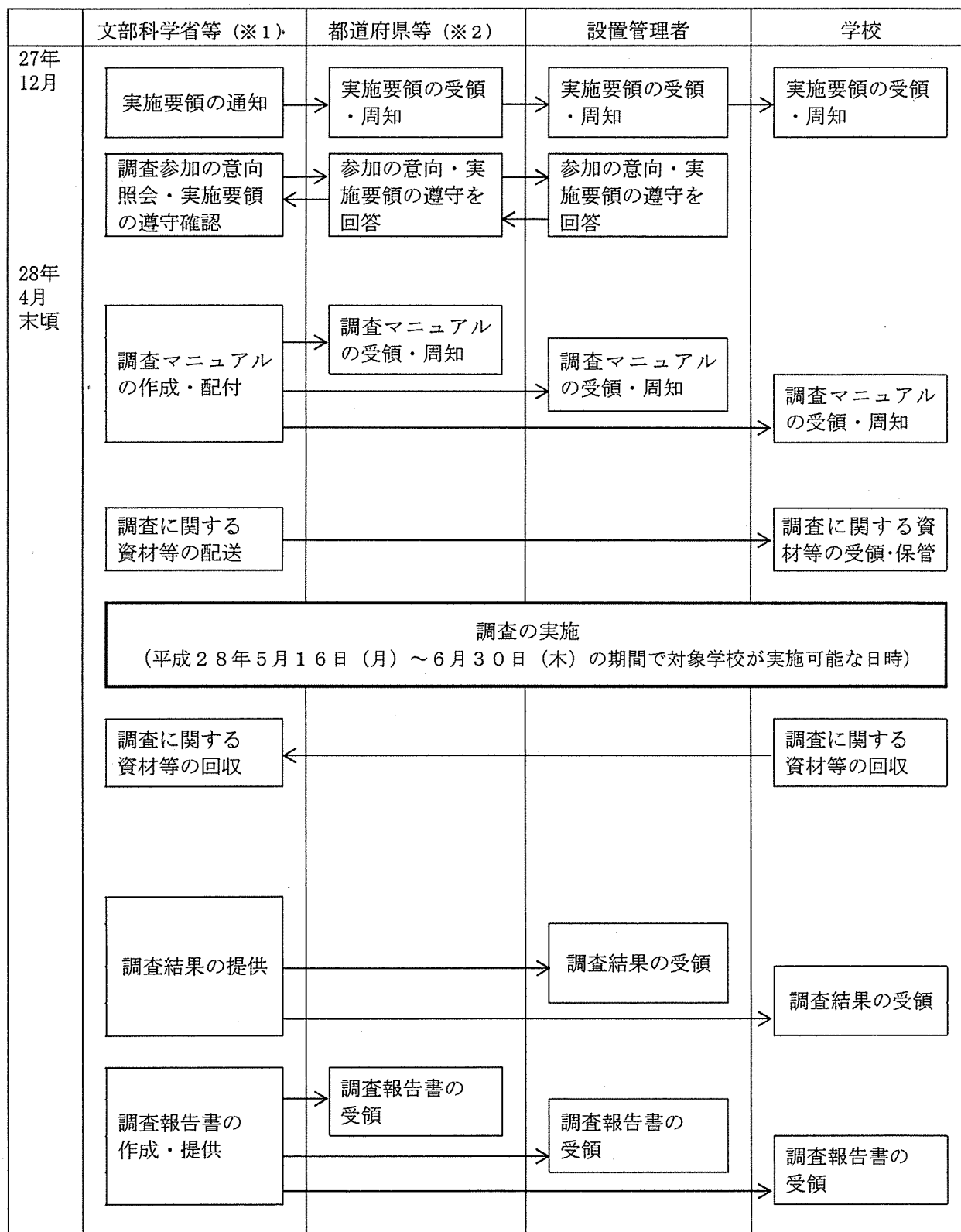
文部科学省における本体調査結果の公表の体系

実施要領の記載		公表の区分		
		5. (2) ア (ア) 国全体（国・公・私立学校全体の状況及び国・公・私立学校別の状況）	5. (2) ア (イ) 都道府県ごと（公立学校全体の状況）	5. (2) ア (ウ) 地域の規模等に応じたまとまりごと（公立学校全体の状況）※1
調査結果の内容	5. (1) ア (ア) ・ 二教科四区分ごとの平均正答数，平均正答率，中央値，標準偏差等	○	○	○
	5. (1) ア (イ) ・ 都道府県教育委員会，市町村教育委員会，学校，児童生徒をそれぞれ単位とした平均正答数等の分布等が分かるグラフ	○	○	○
	5. (1) ア (ウ) ・ 各教科の設問ごとの正答率等	○	○	○
	5. (1) イ (ア) ・ 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況	○	○	—
	5. (1) イ (イ) 及び (ウ) ・ 児童生徒質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析 ・ 学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の平均正答率等との相関関係の分析	○	△ ※2	—

※1 地域の規模等に応じたまとまり（「大都市」（政令指定都市及び東京23区），「中核市」，「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分）における公立学校全体の状況

※2 都道府県ごとの児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析については，必要に応じて文部科学省において公表することがある。

経年変化分析調査の実施に関するスケジュール（予定）

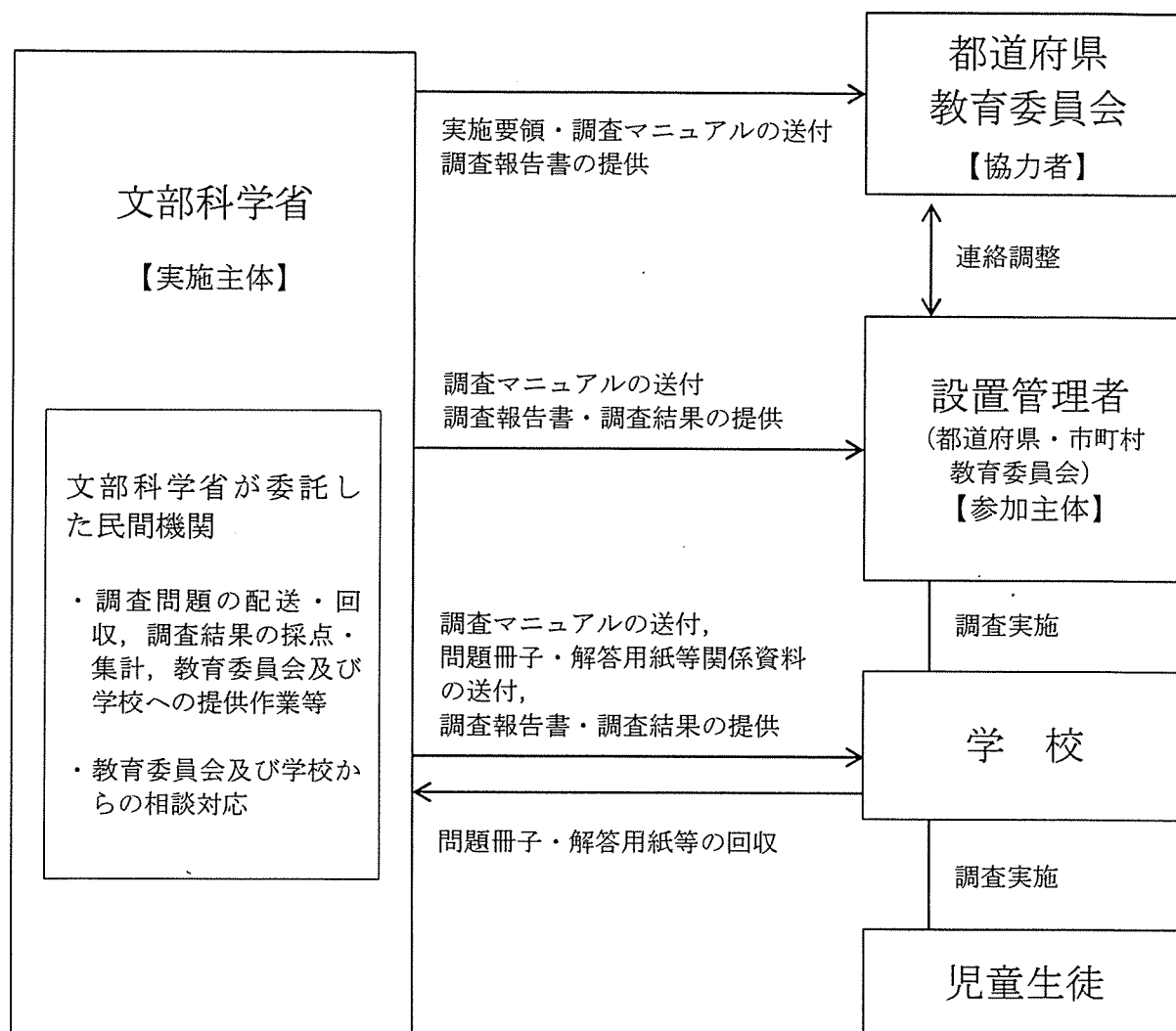


※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である政令指定都市教育委員会及び国立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」は、文部科学省から直接行う。

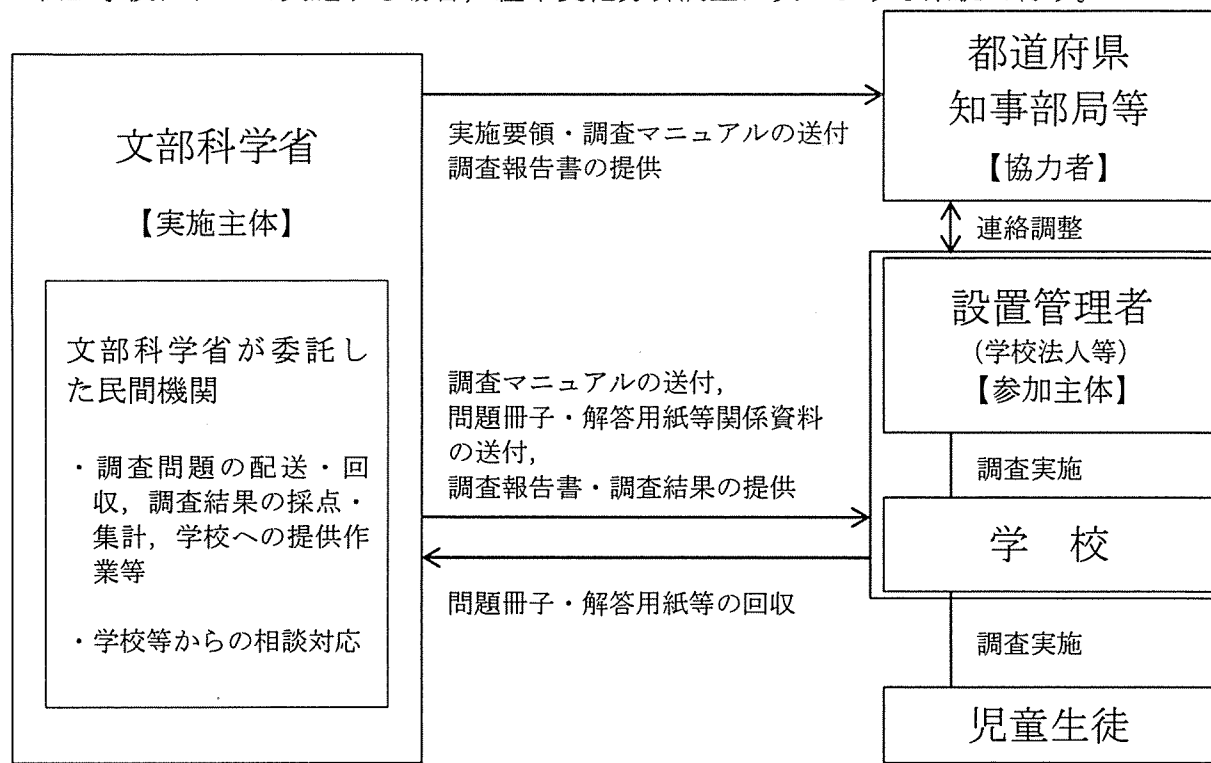
経年変化分析調査の実施系統図【公立学校】

公立学校において実施する場合、経年変化分析調査は次のような系統で行う。



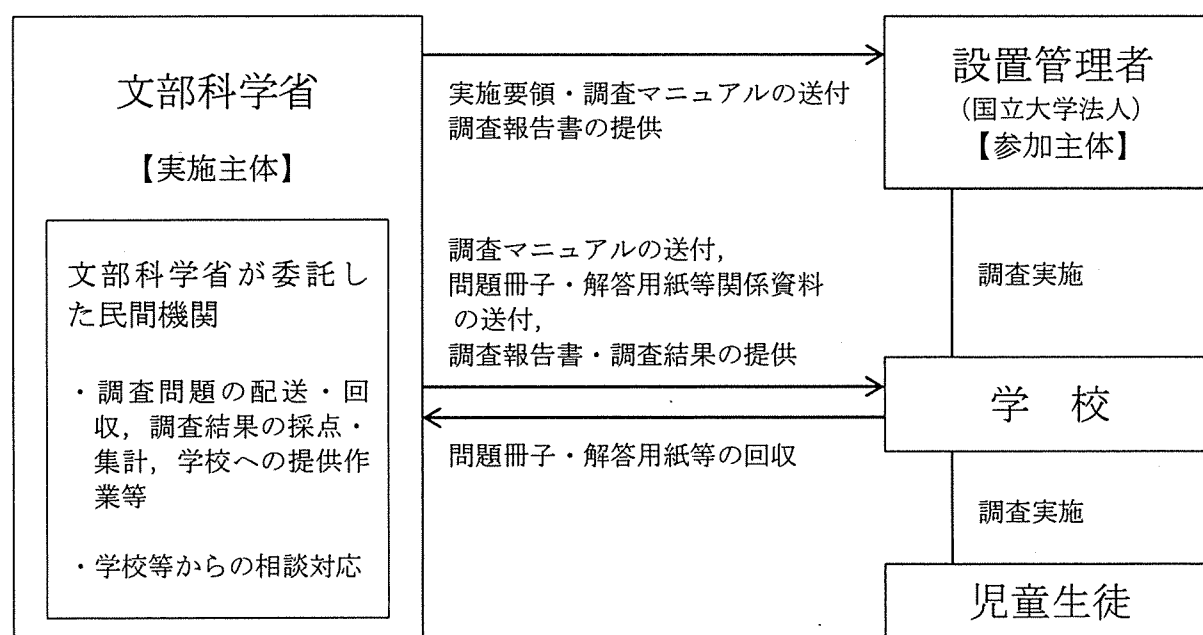
経年変化分析調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、経年変化分析調査は次のような系統で行う。



経年変化分析調査の実施系統図【国立学校】

国立学校において実施する場合、経年変化分析調査は次のような系統で行う。



平成28年度全国学力・学習状況調査の結果公表に関する道教委の考え方

◆ 道教委の説明責任

道教委では、本道教育の推進に当たり、その責任と権限の下に、教職員の任用や人事、給与負担を行うとともに、本道教育が直面する教育課題を解決するため、広域的な行政施策を実施してきており、その成果等について道民にわかりやすく説明する責任がある。

こうしたことから、これまで道教委としては、できるだけきめ細かく分かりやすい調査結果を示す観点から、全国学力・学習状況調査の実施要領上、最大限可能な範囲として管内別の結果を公表するなど、報告書の内容について不断の工夫・改善を行ってきた。

平成26年度の実施要領から、①都道府県、市町村の区別なく、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要であると明記されるとともに、②都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会の同意を得た場合には、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表を行うことができるとされた。

この実施要領の改訂を受け、道教委では、市町村教育委員会の同意を前提として、一層きめ細かく分かりやすい調査結果を示す観点から、市町村別の結果を公表することとし、平成27年度の報告書において、同意が得られた135市町村の調査結果及び分析結果・改善方策を、報告書に掲載し公表した。

道教委では、平成28年度も同様の考え方で市町村別の結果を報告書に掲載する考え。

◆ 市町村教育委員会の説明責任

一方、小・中学校の教育に関しては、市町村教育委員会が設置管理者としての責任と権限を有しており、自らの施策の現状と成果の一つとして全国学力・学習状況調査の結果を様々な角度から一定の数値により分かりやすく公表するとともに、施策の改善につなげていくことが大切である。

なお、道教委では、市町村教育委員会の公表については、学校・家庭・地域・行政が各地域の学力の課題を共有し、教育施策の改善や児童生徒の学習状況の改善に一丸となって取り組むことができるよう、これまでも、分かりやすい公表を行うよう働きかけてきたところであり、実施要領を踏まえた公表内容の改善・充実について引き続き働きかけていく考え。

平成28年度全国学力・学習状況調査の結果公表に関する道教委の考え方

◆ 道教委による公表の具体

1 道教委による市町村名を明らかにした公表について

- 公表の内容は、各教科の成果と課題が明確になるよう、各調査問題別・領域別に示すレーダーチャートを基本とするとともに、分析結果や改善方策を併せて示すこととし、市町村に同意を求める。

〔公表内容〕 別添3「道教委による市町村名を明らかにした公表の基本フォーマット）による」

- 平均正答率については、教育上の配慮が必要と考えられる市町村（※）以外は、平均正答率の数値も公表することが望ましい。

（※）・小学校1校：39市町村 中学校1校：87市町村
・対象となる児童生徒数が少ない市町村
（参考：道教委では児童生徒数がそれぞれ約300～400人である檜山、留萌管内を公表）
・ただし、道内には児童生徒数が少なくても平均正答率の数値を公表している町もあり、最終的には地域の実情に応じて市町村が判断すべき。

- 同意が得られた市町村については、11月を目途に公表を予定している道教委の報告書に、別添3により作成した資料を掲載する。

2 道教委による学校名を明らかにした公表について

- 都道府県教委が市町村教委の同意を得た上で学校名を明らかにした公表を行う際には、各学校の分析の結果や改善状況を合わせて示す必要があるが、全道の学校数が約1,700校に上ること、児童生徒数が少なく教育上の配慮が必要な学校が多いことから、市町村教委や学校が判断することが望ましい。

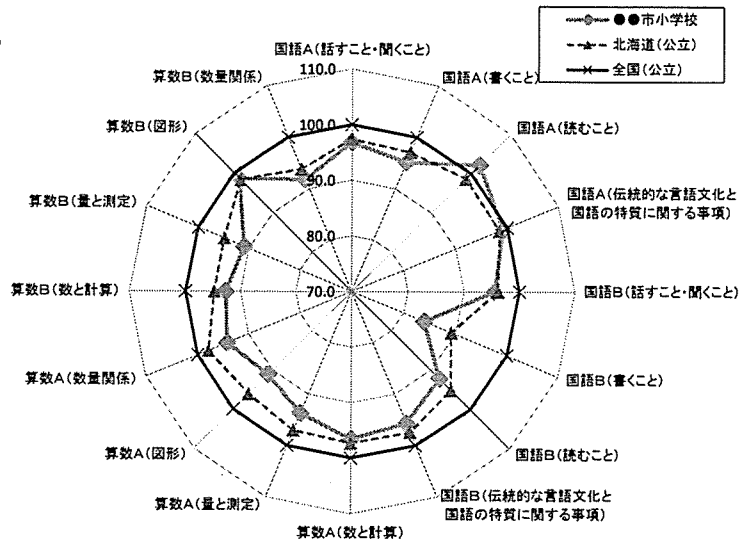
3 報道への対応

- 報道機関に対し、平均正答率の数値を一覧にするなど、序列化や過度な競争につながる報道をしないよう要請。

●●市内小学校の状況及び学力向上策(学校数:●校、児童数:●●●名)

【教科全体の状況】

教科の領域別に全国を100とした場合の全道及び市町村の状況をレーダーチャートで示したもの
(市町村の平均正答率÷全国(公立)の平均正答率×100で算出)
※中心点は70を基本とする
※目盛り間隔は10を基本とする



※市町村教育委員会の意向を踏まえ、教科全体の状況を分かりやすく示したレーダーチャートのほか、
次頁に示す「基本フォーマットに加えて掲載するデータ例①②」なども参考とし、
学校質問紙調査や児童生徒質問紙調査の結果から、
・成果が表れているデータ
・市町村独自の取組の特色が表れているデータ を掲載します。

【分析】

教科	※全国、全道との比較により見られる成果 ※経年変化から見られる成果 ※領域間の比較から見られる成果	※教科及び質問紙調査の調査結果から 成果につながったと考えられる要因や 具体的取組等
児童質問紙	※全国、全道との比較により見られる成果 ※経年変化から見られる成果	
学校質問紙	※全国、全道との比較により見られる成果 ※経年変化から見られる成果 ※各学校の特色ある取組 (特に市町村内に1校の場合)	

【●●市の学力向上策】

「基本フォーマット」に加えて掲載するデータ例①

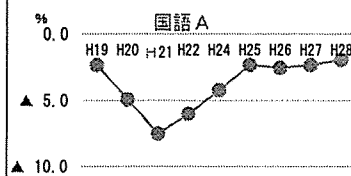
各教科に関する特色を中心に説明したい市町村は、次のデータ例を参考にして、掲載内容を検討します。

教科

＜市町村の平均正答率＞

国語A	国語B	算数A	算数B
56.7	45.6	74.3	53.9

＜市町村の平均正答率の推移＞



注) 「平均正答率＝全国(公立)の平均正答率」の差を経年変化で示したグラフ

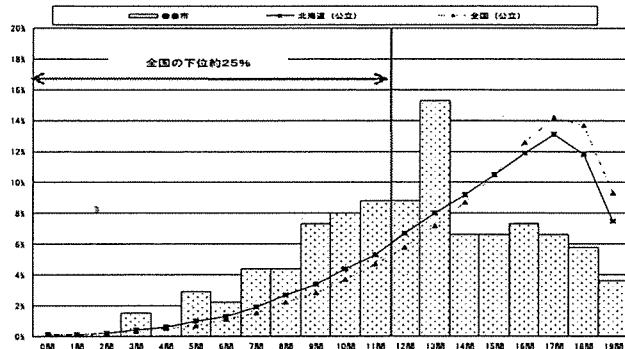
＜全国の平均正答率より5ポイント以上低かった設問＞

【国語A】

全国の平均正答率より 5ポイント以上低かった設問	H28	H27
	2問/15問	6/18問
全国の平均正答率より 10ポイント以上低かった設問	H28	H27
	1問/15問	4/18問

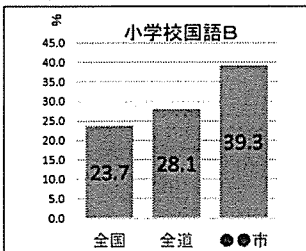
＜正答数の状況＞

【算数A】



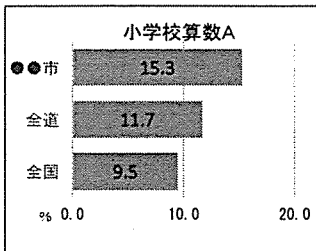
注) 正答数ごとの児童生徒の割合を全道、全国と比較したグラフ

＜正答率が全国の下位約25%に含まれる児童生徒の割合＞



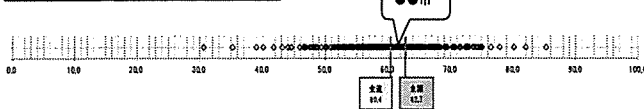
注) 全国の下位25パーセントに含まれる児童生徒の割合を示したグラフ

＜正答率が半数以下の児童生徒の割合＞



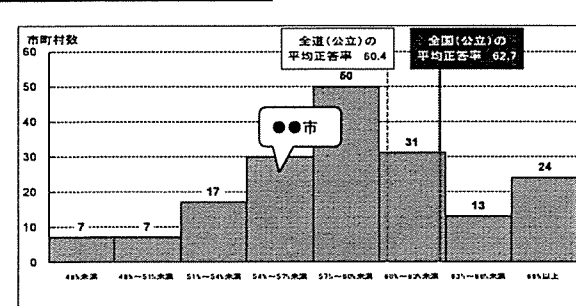
注) 正答率が半数以下の児童生徒の割合を示したグラフ

＜平均正答率のばらつき＞



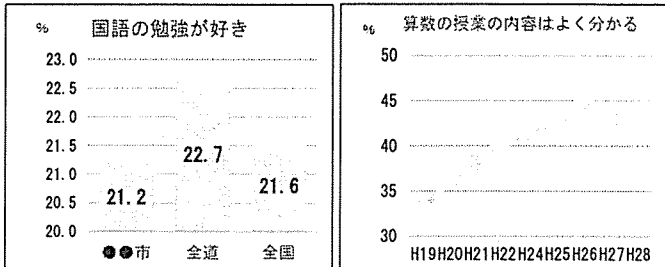
注) 全道の学校の平均正答率を1つのドットで表したものに、市町村の位置を示したグラフ

＜平均正答率の度数分布＞

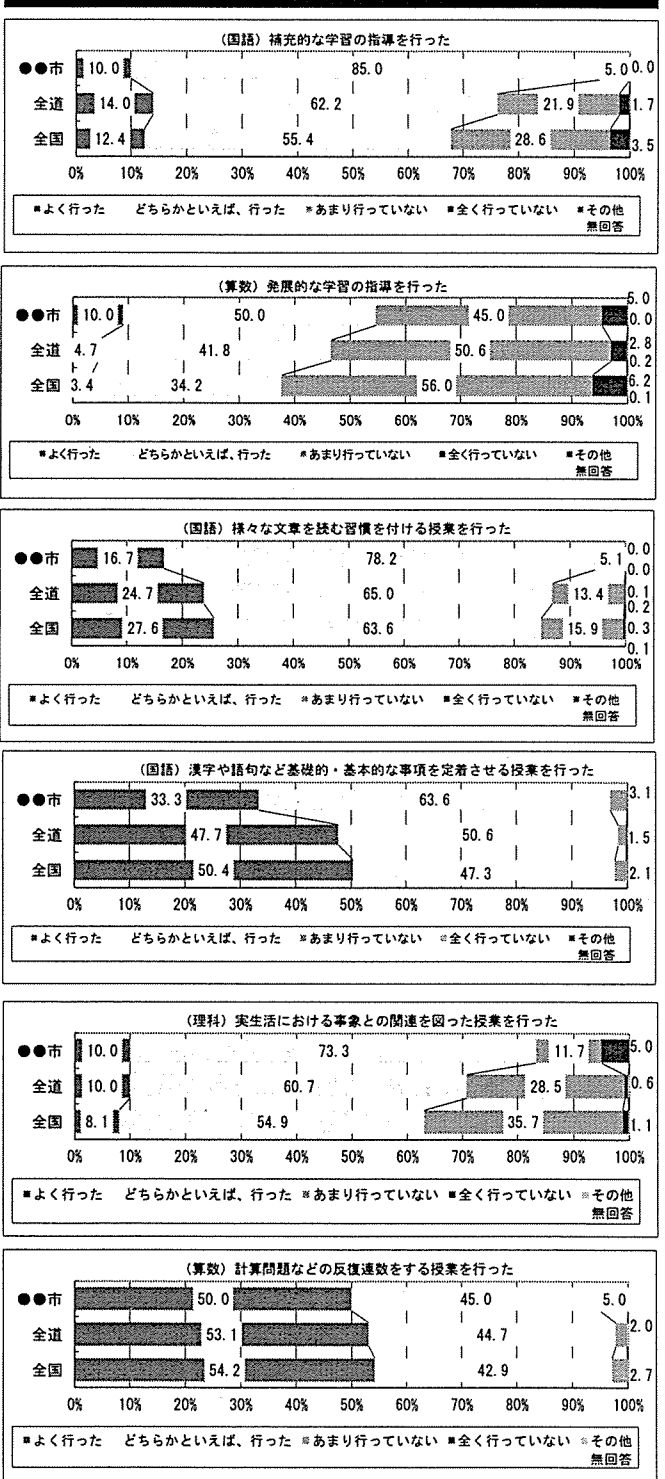


注) 179市町村の平均正答率を3ポイント刻みで示した棒グラフ

児童(生徒)質問紙



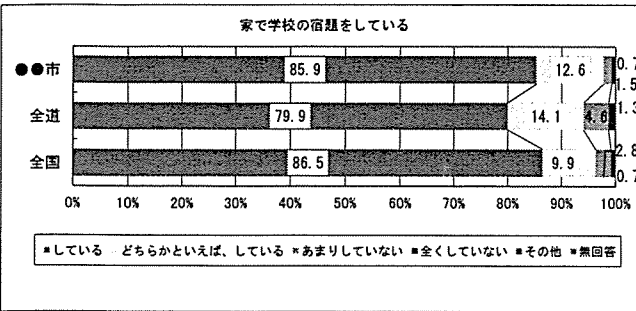
学校質問紙



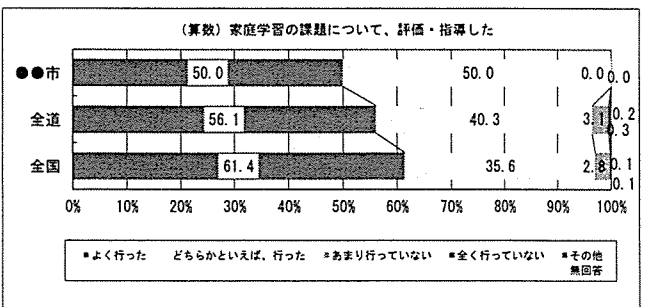
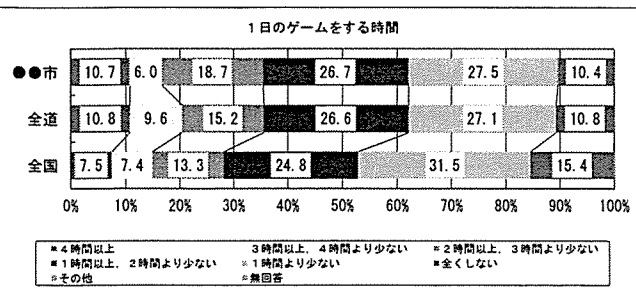
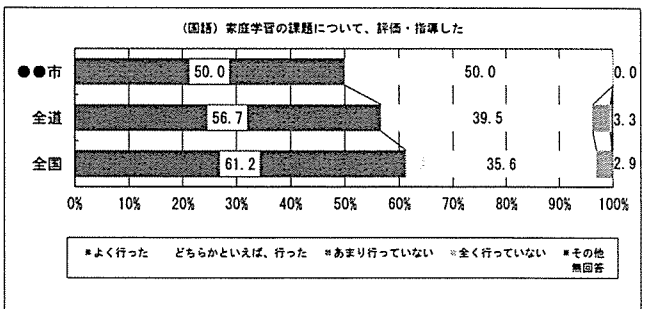
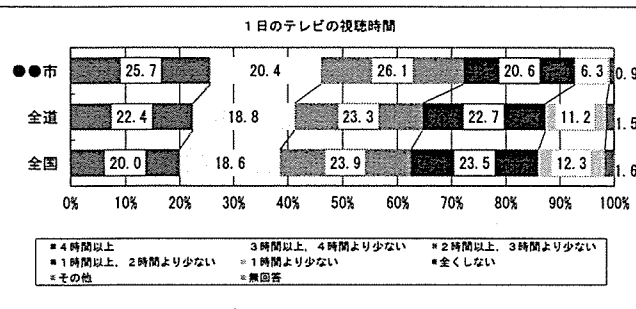
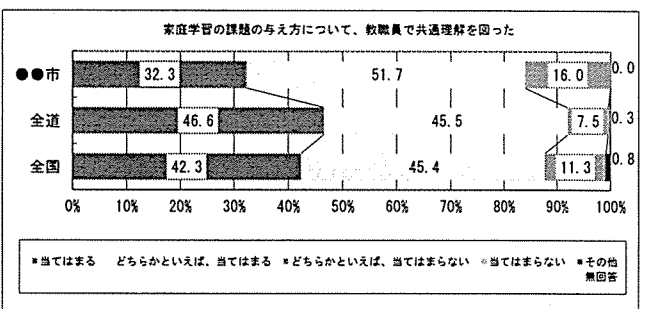
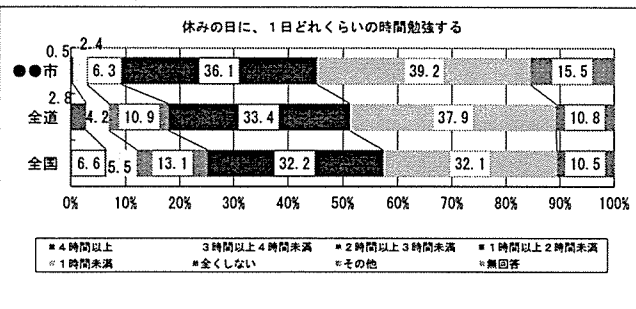
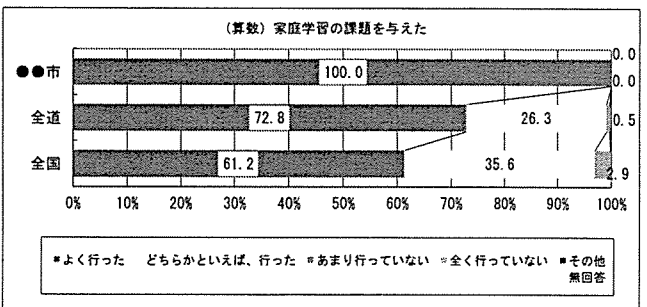
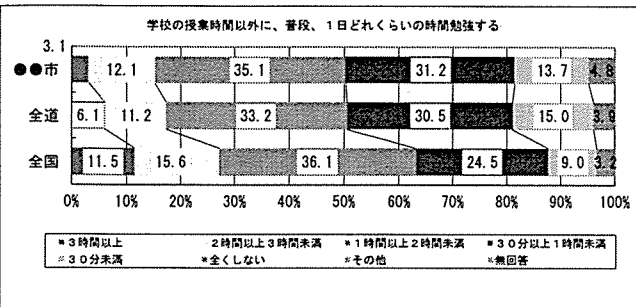
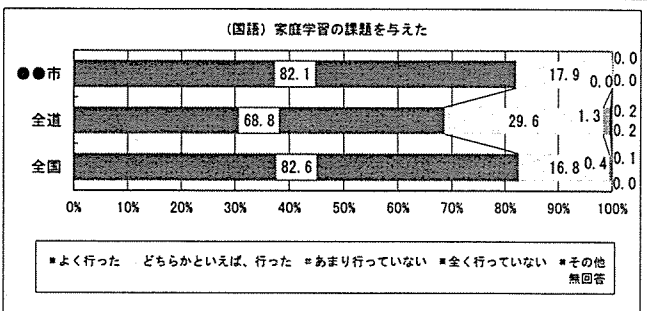
「基本フォーマット」に加えて掲載するデータ例②

学習習慣等に関する特色を中心に説明したい市町村は、次のデータ例を参考にして、掲載内容を検討します。

児童（生徒）質問紙



学校質問紙



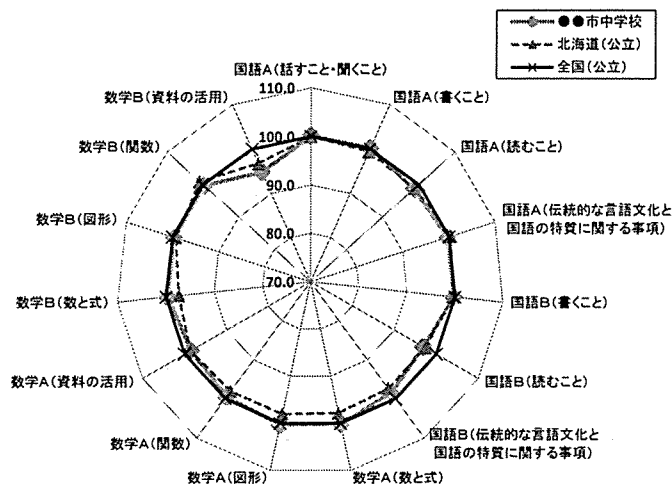
事例1 各教科の経年変化を取り上げ取組の成果を説明する事例

市・市内中学校の状況及び学力向上策(学校数: 校、生徒数: 名)

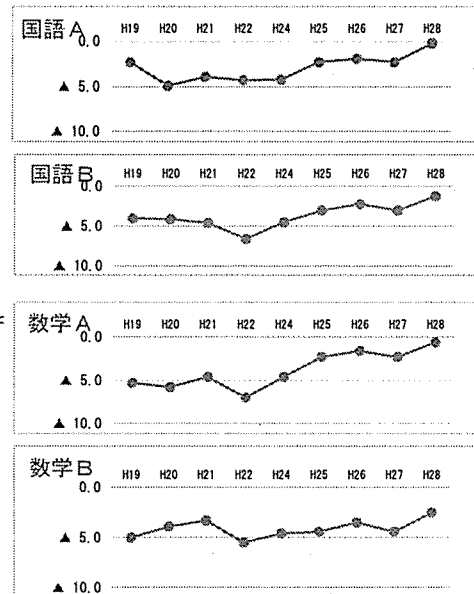
【教科全体の状況】

教科の領域別に全国を100とした場合の全道及び市町村の状況をレーダーチャートで示したもの

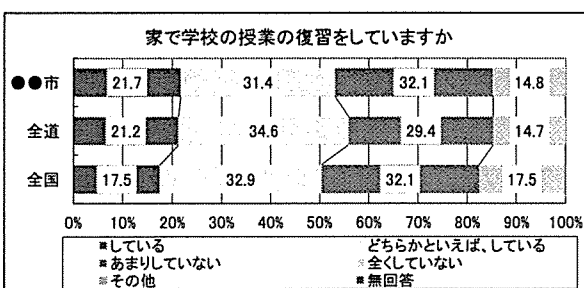
(市町村の平均正答率÷全国(公立)の平均正答率×100で算出)



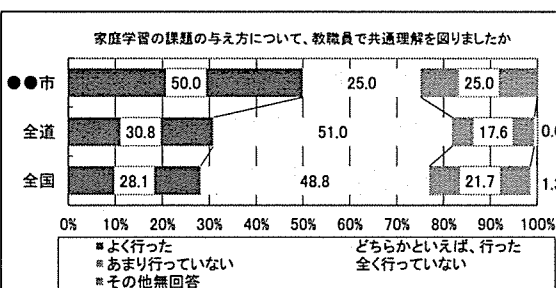
【平均正答率の全国との差の推移】



【生徒質問紙調査】



【学校質問紙調査】



【分析】

教科	- 平均正答率は、全国の平均正答率と比較すると、国語A、数学Aはほぼ同じ結果となっており、国語B、数学B、理科はやや下回る結果となっている。 - 平均正答率の推移は、全ての教科で前回調査より上回り、全国との差が縮まっている。 - 領域別は、全国の平均正答率と比較すると、国語A「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、数学A「数と式」、「図形」が上回っている。国語B「書くこと」は、全国とほぼ同じであり、その差が最も小さい。	- 学校ごとに学力・学習改善プランを策定し、組織的に学力向上の取組を推進してきた結果、全体として改善傾向が見られ、全国との差が縮まってきたと考えられる。 - 特に、家庭学習の課題の与え方について、教職員で共通理解を図って取組を進めたことにより、家で学校の復習を行う児童が増え、いくつかの領域で全国の平均正答率を上回る結果につながったと考えられる。
生徒質問紙	家で授業の復習をしていると回答した生徒は、全国と比較して多い。	
学校質問紙	家庭学習の課題の与え方について教職員で共通理解を図り、児童に対して、家庭での学習方法等について具体例を挙げながら指導した学校が多い。	

【市・市内の学力向上策】

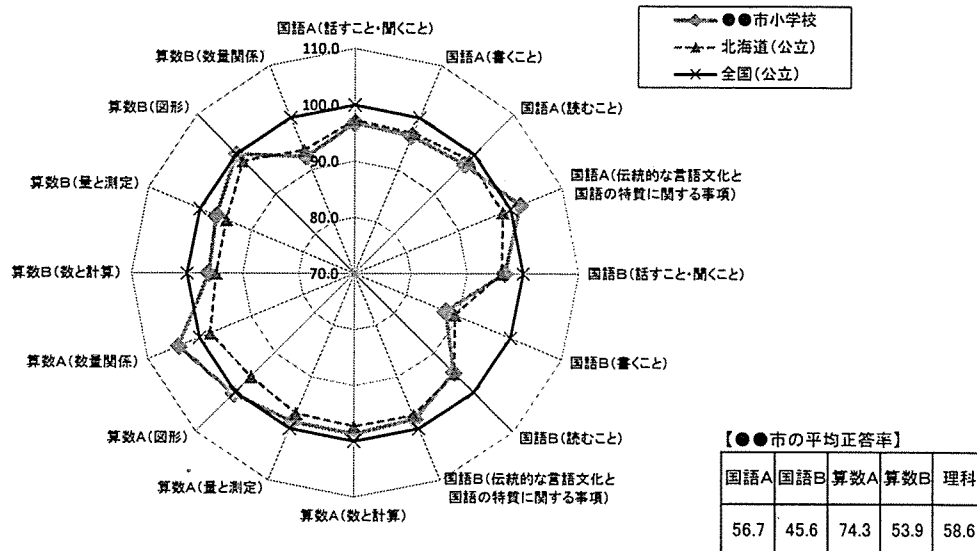
- 市学力テストの実施
- 学校ごとの学力・学習改善プランの策定
- 分科会形式の市教育実践交流・研修会の実施
- 研究校を指定した公開研究会の実施

事例2 学校質問紙のデータを複数取り上げ、学力向上の取組を説明する事例

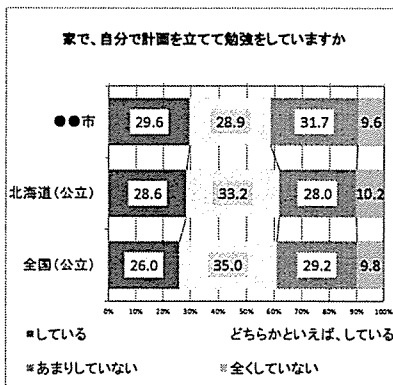
●●市内小学校の状況及び学力向上策(学校数:●校、児童数:●●●名)

【教科全体の状況】

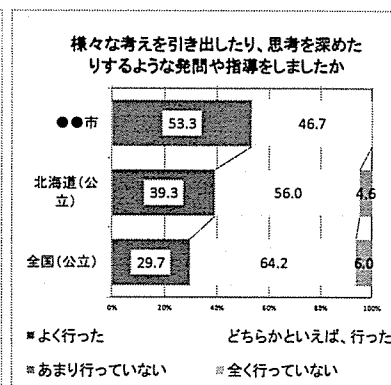
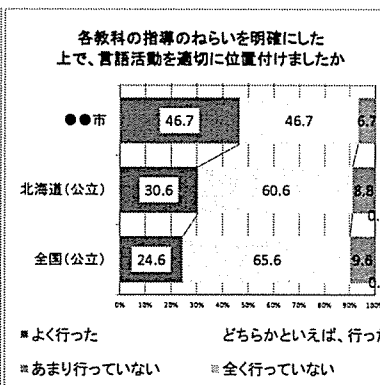
教科の領域別に全国を100とした場合の全道及び市町村の状況をレーダーチャートで示したもの
(市町村の平均正答率÷全国(公立)の平均正答率×100で算出)



【児童質問紙調査】



【学校質問紙調査】



【分析】

教科	○ 国語Aの「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」、算数Aの「図形」「数量関係」で、全国平均を上回っている。	○ 各教科等の指導のねらいを明確にした上で、適切に言語活動を位置付けたり、様々な考えを引き出したり、思考を深めたりするような発問や指導を行ったりした結果、基礎的・基本的な内容の確実な定着が図られるようになり、国語Aの「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」、算数Aの「図形」「数量関係」で、全国平均を上回ったと考えられる。
児童質問紙	○ 「家で、自分で計画を立てて勉強をしていますか」という質問に対して「している」と回答した児童の割合が全国及び全道平均を上回っている。	
学校質問紙	○ 「各教科等の指導のねらいを明確にした上で、言語活動を適切に位置付けましたか」、「様々な考えを引き出したり、思考を深めたりするような発問や指導をしましたか」という質問に対して、「よく行った」と回答した学校の割合が全国及び全道平均を上回っている。	

【●●市の学力向上策】

- ◎ 中学校区別学力向上担当者会議による小・中連携の推進
- ◎ 「●●●支援事業」による各学校独自の学力向上策の推進
- ◎ 指導過程、板書、ノート指導、学習規律などの授業づくりの基本事項に係る学校の統一した授業実践の推進
- ◎ 「分かる授業」づくり、ピア・サポートの導入、道徳の時間の充実等、子どもの自尊感情を育てる取組の推進

＜報告事項①＞

石狩市奨学金支給条例の一部改正について

○改正の理由、内容

本市の奨学金制度は、平成26年に社会経済情勢の変化、奨学審議委員会の意見等を踏まえ、高等学校の修学期間に特化し支援する制度に改正し、平成27年4月から実施しております。

しかしながら、高等学校等といわれる学校の中には、高等学校の修学期間の上に専門的な課程が設置されている学校があります。このため、前回の改正趣旨を踏まえ、この専門的な課程を奨学生の条件から除くことといたします。また、あらたに専修学校の高等課程で文部科学大臣が指定する学校（大学入学資格付与指定校）※を追加いたします。

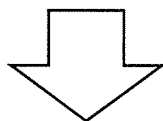
※修業年限が3年以上で文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程を修了した者は、高等学校を卒業した者と認められます。

奨学生の条件

【現行】

学校種別	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	高等専門学校	専修学校 (規定なし)
専門的な課程	専攻科・別科	後期課程（専攻科・別科）	高等部（専攻科・別科）	第4学年・第5学年	専門課程
高等学校の課程又はこれに類するもの	全日制課程 定時制課程 通信制課程	後期課程	高等部	第1学年から第3学年	高等課程

太枠で囲まれている部分が条件に該当する課程です。



【改正案】

学校種別	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	高等専門学校	専修学校
専門的な課程	専攻科・別科	後期課程（専攻科・別科）	高等部（専攻科・別科）	第4学年・第5学年	専門課程
高等学校の課程又はこれに類するもの	全日制課程 定時制課程 通信制課程	後期課程	高等部	第1学年から第3学年	高等課程

太枠で囲まれている部分が条件に該当する課程です。

○改正による変更点（奨学金の種類及び額）

あらたに追加する「専修学校の高等課程で文部科学大臣が指定する学校」については、高等学校と同額で月額奨学金は6,000円、入学仕度資金は5,000円とします。

○条例の施行期日

平成29年4月1日を予定しています。

ただし、平成31年3月31日までの間、現行制度による経過措置を設けます。

＜報告事項②＞

（仮称）厚田小中学校設立準備委員会について

（仮称）厚田小中学校設立準備委員会 設置要項

平成28年8月3日

平成28年6月30日、教育委員会会議（平成28年度6月定例会）において議決された「厚田区の学校整備の具体策について」に基づき、（仮称）厚田小中学校の設立に向けて必要な事項を検討協議し、同校の円滑な開校に資するため設立準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

1 検討協議する事項

- （1）学校の特色づくりに関すること
- （2）コミュニティ・スクールに関すること
- （3）教育カリキュラム（小中一貫教育等）に関すること
- （4）校舎の施設機能に関すること
- （5）校名や校章、校歌、教育目標等に関すること
- （6）スクールバスの運行や通学路に関すること
- （7）既存校の開校に係る支援に関すること
- （8）その他開校に向けて必要な事項に関すること

2 委員会の構成員及び人数

- （1）保護者（既存の小中学校及び保育園のPTA代表者、各1名）
- （2）学校関係者（既存校の代表者、各1名）
- （3）学校支援推進員（既存校から各1名）
- （4）厚田区地域協議会の代表者（1名）
- （5）学識経験者（外部の有識者、1名）

3 委員会の代表

- （1）委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。
- （2）委員長及び副委員長は、上記2の互選により定める。
- （3）委員長は、委員会を総括し、会議を進行する。
- （4）副委員長は、委員長が会議を欠席する場合において、委員長を代理する。

4 委員会の設置期間

上記1に係る一連の検討協議が終了するまでの期間とする。

5 庶務

委員会の庶務は、教育委員会生涯学習部総務企画課において処理する。

(仮称) 厚田小中学校設立準備委員会 委員名簿

区 分	No.	氏 名	所属団体・機関・役職等
保護者	1	おがさわら えいし 小笠原 英史	厚田小学校 P T A会長
	2	とがし ひろゆき 富樫 大幸	望来小学校 P T A会長
	3	はやさか い さ お 早坂 伊佐雄	厚田中学校 P T A副会長
	4	あ べ たもつ 阿部 保	聚富小中学校 P T A会長
	5	ほんごう あ き こ 本郷 亜希子	厚田保育園 父母の会会長
学校 関係者	6	のぼり よういち 昇 洋一	厚田小学校 教頭
	7	た な か あきら 田中 亮	望来小学校 教頭
	8	みうら たかし 三浦 崇史	厚田中学校 校長
	9	かざま としあき 風間 敏明	聚富小中学校 校長
学校支援 推進員	10	わたなべ のりまる 渡邊 教円	厚田小学校 学校支援推進員
	11	わたなべ けんじ 渡部 賢二	望来小学校 学校支援推進員
	12	こばやし はるみ 小林 晴美	厚田中学校 学校支援推進員
厚田区 地域協議会	13	さとう かつひこ 佐藤 勝彦	厚田区地域協議会 会長
学識経験者	14	まえだ けんじ 前田 賢次	北海道教育大学札幌校 准教授（教育方法学）

※平成28年8月26日現在

2016.9.10(土)

午前10:00~午後3:00

第6回

かがく

石狩市市制施行20周年記念

さいてん

いしかり

科学の祭典in石狩

子どもをはじめ多くの人たちが科学に興味を持つことを願い、開催するイベントです。

はたらく車ブース

内容:パトカー、レッカー車、
除雪車などの乗車体験

場所:図書館・未来館前道路

※小雨決行。雨天、荒天の場合、中止になることがあります。



会場:石狩市民図書館

石狩市こども未来館あいぽーと
(石狩市花川北7条1丁目)

メインステージ

『空気は力もち?』

(札幌市青少年科学館)

時間:① 10:00~ ②13:00~

場所:こども未来館特設ステージ

メインステージのほかに
20種類以上の実験や
工作を楽しめます!



主催:科学の祭典in石狩実行委員会(事務局:石狩市民図書館 0133-72-2000)

後援:サイエンスアイ、特定非営利活動法人こども・コムステーション・いしかり、石狩ユネスコ協会、
CISEネットワーク(北海道大学)、藤女子大学、北海道教育委員会、石狩市校長会、
石狩市教頭会、石狩市教育振興会、石狩市、石狩市教育委員会

【第6回科学の祭典in石狩】

＜午前10時～午後3時＞

こども未来館
あいぽーと

会場は2つ♪

石狩市民
図書館

～楽しい実験・工作ブースがいっぱい！～

色が変わる！？
ミラクルホットケーキ

発電チャレンジ！



地震による液状化現象と
高層建物の揺れ方

ベンハムのビュンビュンコマ

石狩浜の砂の中から
見つかる生き物のしるし

石狩浜は宝石箱！
～砂の中の鉱物・岩石～

ペットボトルが変わる！
アクセサリ作り



空飛ぶ種・飛び続ける
グライダー

先進的エネルギー技術の
不思議を体験しよう！！
① -196℃で浮く超電導物質
② 水素燃料電池カー
③ ヒートポンプ

地学のふしぎ（自然災害と化石）
①津波と噴火の再現実験
②星の砂さがし

畑のかがく

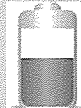
風船で作ろう「飛ぶ飛ぶ矢」
（バルーンアート）

われないシャボン玉・
顕微鏡をのぞいてみよう

炎色反応
ろうそくをつくろう

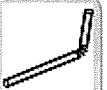


燃料電池実験教室
（オルゴールを鳴らそう）



プログラムゲームを
つくってあそぼう！
プログラムで
“せんぷうぎ”をまわそう！

ストロー笛をつくろう！



ジャンボ
シャボン玉をつくろう



ブンブンゴマをつくって
あそぼう

かがくであそぼう
～飛ばす・折る・曲げる～

ホタテの貝殻で
風鈴をつくろう！



電気であそぼう
（エネゴンによる体験学習）



郵便物のバーコードを
見てみよう♪



【会場付近図】※石狩市 HP より



※他にもブースがあります♪♪
（内容が変更になることがあります）

はたらく車ブース

車の展示、運転席への乗車体験、
帽子や制服を着用しての撮影等ができます
パトカー / レッカー車
路面清掃車 / 草刈作業車
郵便集配四輪車 / 高所作業車
大型除雪ショベル車 2台

※小雨決行。雨天、荒天の場合、中止となる
ことがあります。